HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	師範学校「特別学級」について
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 32, 105-121
Issue Date	1978-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29186
Type	bulletin (article)
File Information	32_P105-121.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

師範学校「特別学級」について

逸見勝亮

On the Special-Class of Normal School

Masaaki HEMMI

<目　次>

はじめに …… 105
1. 植民地派遣小学校教員の増加 …… 106
2. 「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」 …… 109
(1) 「特別学級」に関するふたつの要項 …… 109
(2) 「特別学級」制度の展開 …… 115

はじめに

「大陸科」と呼ばれた植民地へ派遣する小学校教員を養成するための特別の課程が，1939年から1944年までの短期間ではあったが，師範学校に設置されていた。「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」（以下「特別学級」と略記する）というのが，「大陸科」の正式名称である。

「特別学級」については，設立当初においてもわずかに新聞報道がなされたのみで，教育関係の雑誌などが特に注意を払った形跡は認められず，強い関心をひいたとは思えない。

「特別学級」は，1939年に10師範学校に各1学級合計10学級が，翌1940年にはさらに10校を選び，やはり各1学級合計10学級が設置をみたに過ぎず，102校，882学級（第一部573学級，第二部309学級）という師範学校の規模（1938年4月）からみれば，ごく部分的な措置でしかなかった。また，「特別学級」の設置は，「師範教育令」の改正はもちろんのこと，「師範学校規程」の改正手続さえ経ることなく行なわれた。これらの事情が「特別学級」の存在を目立ぬものにしていたと推察される。学校史などが，わずかにその所在を記しているのみで，現在もよく知られた事実ではないし，もとよりその全容は定かではない[1]。

ここで「特別学級」をとりあげることは，ただに師範学校史の不明な部分にスポットをあてるということにとどまるものではない。それは，師範学校制度の全面的改革への衝動と糊塗策の展開，他方での教育機能崩壊過程の進行というこの時期の師範学校政策の重要な特徴も解明し得るものなのである。

師範学校の教育は，戦前の教育一般がそうであったように，帝国主義的排外主義的イデオロギーに彩られていたのは周知のことがらに属するが，「満鮮旅行」の実施[2]など植民地との結びつきは強いものがあった。しかも，「師範学校規程」には「特別ノ事情アルトキハ服務期間内ニ於テ……朝鮮、台湾、樺太若ハ関東州」に就職できるという条文が含まれており[3]，植民

地の日本人小学校教員の養成を委託されていた事実もあり，「特別学級」が発足する以前に師範学校は，植民地の小学校教員を確保するうえである程度の役割を果していたと考えることができる[4]。にもかかわらず，「特別学級」は，国内に設けられた歴史上唯一の植民地小学校教員養成機関であった。この特別の課程は，「満支方面」との如く「満州国」「関東州」その他の中国占領地域に派遣対象を限定していたことがよく示していたように，この時期における「満州」開拓政策と中国侵略戦争の全面的展開の直接的反映であった。その意味では，同時期に発足した傷痍軍人小学校教員養成所，(戦没寡婦) 特設教員養成所等と同様に，天皇制軍国主義的・ファッショ的教育政策の師範学校におけるひとつの頂点をなすものであった。

また，「特別学級」の設置は，現職教員の軍需産業への転出とともに，植民地への転出がその要因と考えられていた正教員の不足という事態に際して，植民地への転出を「特別学級」卒業生で代替することによって対処するという役割を期待して実現をみたものである。師範学校卒業者の短期現役制度が廃止されるということもあって，1939年4月には第二部に61学級の増設をみたが，うち10学級は「特別学級」設置にかかわる部分であった。「特別学級」は，この時期に採られつつあった師範学校講習科，准教員養成所の設置等の教員確保対策の一環に位置づくものであった。

しかしながら，必要とされた植民地小学校教員数約2,200人 (1939年には「満州」だけで700～800人といわれた) に対し，「特別学級」の定員は，1939年度で400人，1940年度でも800人であり，たとえ定員が満ちたとしても，卒業生が出るのは二年先のことであり，とうてい十分な対応策であるとはいい難いものであった。しかも，師範学校に入学志願書を得ること自体が困難であり，二次募集の例もいくつか知られているという状況が他方で存在しており，募集定員を拡大しておきながらなお十分な志願者を確保し得るものなのかどうか，はなはだ疑わしいものがあったのである。

以下，特別学級がどのような要請に基づいて成立したのか，その帝国主義的植民地小学校教員養成の制度と教育の内容はどのようなものであったのか，それはいかなる矛盾を含んで展開したのか，ごく短期間のうちに廃止されるにいたった歴史的過程に沿って解明しようとするのが小論の課題である。

1. 植民地派遣小学校教員の増加

ここに一片の通牒がある。

それは，「満州国小学校教員募集ニ関スル件」と題し，1938年1月14日に秋田県学務部長の名で県下の小学校長宛に発したものである。通牒本文および添付してある要項によれば，小学校本科正教員の資格を有する年齢35歳以下の現職教員 (女性は独身者に限定) を，「満州国」の日本人小学校の教員として採用したい旨依頼があったので推薦を求めるというのがその趣旨であった。要項には，植民地へ現職教員を引抜くために，日本の公立小学校へ転任が可能であり，在職年数は恩給計算の際通算され，兵役上も日本勤務の場合と同様であり，本俸の7割から17割5分の在勤手当を支給し，住宅の貸与もしくは住宅手当を支給する等々，いくつかの条件が掲げられていた。推薦の条件には，先述した他に「身体強健，志操堅固，成績佳良」で，「献身満州国初等教育ニ従事セントスル志望確実」であることが，もちろん不可欠であった[5]。

この依頼がどこからによるものかは，通牒には明記されていない。しかし，「満州国小学校教員」が，「在満学校組合」の設立にかかる日本人小学校の教員を指すものであることは，文

中に「在満日本学校組合」とあるところから明らかであり，この依頼は，「在満学校組合」の直接の管理者である「満州国」駐剳特命全権大使から外務省・内閣対満事務局，文部省，道府県という経路をたどったものと思われる[6]。

改めて述べるまでもなくこの通牒は，相当高額の割増金と身分上不利益を蒙ることはないということを条件として，行政機関を通じて比較的若い現職の小学校教員を「満州国」在住日本人小学校教員へと引抜こうとするものであった。

秋田県は，植民地からの要求に応じ，次のように植民地派遣教員の推薦を募る通牒を相次いで発していた。

○1937年 3 月 23 日　「満州国文教関係教職員募集ニ関スル件」（各中等学校長，青年学校教員養成所長，各小学校長宛)[7]

○1938年 1 月 11 日　「満州国学校教師募集ノ件」（各中等学校長，小学校長，青年学校長宛)[8]

○1938年 1 月 14 日　「朝鮮初等学校教員募集ニ関スル件」（各小学校長宛)[9]

○1938年 1 月 14 日　「台北州教員募集ニ関スル件」（各小学校長宛)[10]

○1938年 1 月 28 日　「台中州教員募集ニ関スル件」（各小学校長宛)[11]

○1938年12月 13 日　「満州国学校教師募集ノ件」（各中等学校長，市町村長宛)[12]

これらは，多少の幅はあるものの日本よりは相対的に高い賃金，あるいは割増金の支給，および恩給計算上不利益を蒙らない（朝鮮の場合には勤務年数を1.5倍とみなすとあった）という点を好餌として中国人，朝鮮人を対象とする教育機関の教員を勧誘しようとするものであった。1938年12月13日付通牒には，「陸軍省竝文部省ヲ通ジテ」募集があった旨記してあり，「満州国」からの他の要請にも陸軍省が介在していたことは十分予想され，それだけに行政機構，学校長を通じての勧誘は強力に行なわれたものと思われる。

先の通牒は，これらの動きに連なるものであったが，日本人小学校の教員を求めているという点ではいささか趣を異にしていた。しかも，「満州国」に限られていたことに重要な意味がいくつか含まれていたのである。

そのひとつは，「満州」移民の増加である。1936年には，翌年から20年間にわたって100万戸500万人の農民を移住させる「二〇カ年百万戸送出計画」が関東軍の案を下敷として政府の決定をみており，1937年には1932年から1936年までの5年間の実績3,106戸を上回る3,471戸が移住し，日本人農業開拓集団移民の増加は急激であった[13]。しかも拓務省の計画[14]によれば，集団農業移民は1938年10,000戸，1939年15,000戸，1940年20,000戸と年々増加するはずであり，これに伴ない日本人子弟の教育就中集団入植地における学校設立と教員の確保とが重要な課題となりつつあった。

さらにひとつは，「満州国」における日本人教員養成機関は，必要な人数を養成するには到底およばなかったことである。従来は，満鉄がいわゆる満鉄付属地の小学校教員を確保するために1924年に設立した満州教育専門学校（入学資格は中学校卒業，修業年限は3年間）が，組織的養成の唯一の例であった。満州教育専門学校は，6回にわたり合計202人の卒業者を出し，「張家軍閥ノ圧迫ニ依ル社業ノ不振」を背景とした経費節約を有力な理由として，1933年3月に廃止されるまで存続した[15]。1941年にいたって，ようやく「新京」（長春）に官立師範学校が設立された[16]が，既に朝鮮には6校，台湾には4校の師範学校が設立されており，関東州にも1936年には旅順師範学校が設立されていたのとは対照的であった[17]。

1933年度の日本人小学校教員数は575人であったから，満州教育専門学校卒業者全員が引続き教員であったとしても36%を占めるに過ぎず，大部分は日本からの採用によっていた。その後も小学校教員数は増加し，1937年度には1,138人に達したが，増加分のほとんどは当然日本からの採用によるものであり，「満州国」における日本人小学校教員の確保は，概していえば満州教育専門学校があったものの，日本の現職者を引抜くことでまかなわれていたのである[18]。

ますます増加が見込まれる日本人教員を確保するためには，従来も行なっていた道府県からの勧誘をなお一層強化するしかなかった。先の1月14日付通牒は，その具体的現われであった。同時に，集団移民開拓団が自前で確保するという方策をとらざるを得なかった。新聞は，山形県から六道河に入植した先遣隊が，1939年からの小学校発足に備えて「故郷の山形県職業課へ訓導の希望者推薦を依頼して来た……早速希望者を募集して送ることとなった」[19]と伝えていたし，分村移民の場合には「母村小学校の次席級教員を校長として招聘す」るよう指示を与えていたのである[20]。

このような小学校教員の勧誘はどのような効果をあげたものであろうか。残念ながら植民地毎の詳細な数については判明していないが，1939年2月25日，文部省が帝国議会で行なった説明によれば，1938年度に約1,000人を植民地各地へ送ったという[21]。

また，やや時期は下るが，1941年に文部省は，教育審議会の席上で1939年度には道府県からの報告によれば1,864人，他方植民地からの報告によれば2,949人の正教員が植民地へ出向いた，と説明していた。おそらく植民地からの報告の方がより正確に事態を示していたと思われる[22]。なお，1938年8月現在「満州」への派遣要請は300人であった[23]。

1938年度の市町村立小学校正教員数は約22万人であったから，文部省が示した数字は取立てて大きいものではなかったにしても，折から教員の転職と正教員の不足，師範学校入学志願者の減少，再募集の実施，それに伴なう入学者の質の低下が問題となっており，政府は学資支給額の増加や学級増設を補助し，入学志願者を確保するために実業学校卒業者を第二部へ入学させるといった措置を講じていたのだから，道府県を通じて現職の小学校教員を植民地へ派遣するというのは，皮肉な現象であった。先に掲げた1938年12月13日付秋田県通牒が，「満州国」派遣の趣旨を「周知方可然御取計相成度」としながらも，「……現在訓導ノ職ニ在ルモノハ本県ノ事情ニ依リ今回ハ推薦見合セ度」（圏点は筆者）との追記を付して，植民地への小学校教員の派遣を事実上認めない旨指示していたのはその端的な現われであった[24]。そもそも，小学校教員の養成・確保は，道府県と市町村の責任と財政負担のもとでなされていたから，たとえ「師範学校規程」が植民地へ派遣し得る旨掲げていても，それが何ら矛盾なく円滑に行なわれた訳ではなかったが，道府県を通じて植民地へ教員を派遣する方法は，今や重大な隘路にぶつかっていた。

のみならず，相当高率の割増金を好餌として獲得した小学校教員が，植民地における教育に献身する「志望確実」の者である保障は，きわめて心もとないものであった。先に示した集団移民団が自前で教員を確保するという方策も，単に量的な問題と理解することは適切ではない。「開拓地教化の中心者」たるべき小学校教員は，「開拓事業の実相に付き十分なる認識を有し，団員と永く苦楽を共にする覚悟と熱意ある青年教師」でなければならず，そのためには集団移民団と小学校教員とが密接な状態にあること，つまり「母村小学校の次席級教員」を確保しなければならなかったのである。それは，派遣小学校教員の帰国を防止し，開拓地に定着さ

せるうえで是非とも必要な措置であった。そして移民団員とその家族，および満州開拓青年義勇隊訓練生から採用するという方法[25]のうちに，道府県を通じて確保することの困難さと，不信の念を見出すことができる。「開拓地小学校教員の銓衡要綱」[26]には，この点がより直截に示されている。ここには小学校教員として必要な要件として，農村小学校に勤務中であること，兵役に了えていること，有家族者で日本に扶養者を有しないこと，家族も開拓地の生活に耐え得ること等が挙げられているのである。

以上の如く，日本就中道府県の側にとっても，また「満州」開拓地の側にとっても，植民地派遣小学校教員を組織的に養成するための何らかの対応をせざるを得ない状態に追い込まれていたのである。

その具体策が「特別学級」の設置であった。

2.「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」

(1)「特別学級」に関するふたつの要項

「特別学級」の設置がいつごろから準備されたのは，残念ながら明確ではない。

1938年8月25日付『満州日日新聞』は，中国大陸への小学校教員の派遣が「今後増加する情勢に鑑み，東京に修学年限二年の初等教員養成所を急速に設立することとなり，所要経費を明年度予算に計上すべく大蔵省と接衝してゐる」旨報じており，文部省が植民地派遣小学校教員養成機関の設立を比較的早い時期から準備していたと推察できる。一般的な予算編成手続からみればほぼ6月末までに文部省内の方針は確定していたと思われる。また，この構想には陸軍省とりわけ関東軍の意向が強く反映していたと考えなければならない。1938年には既に関東軍の手で準備が進められていた，中国人民の民族的抵抗を押しつぶして「二〇カ年百万戸送出計画」を具体化するための「満州開拓政策基本要綱」(1939年12月22日，日・「満」閣議決定)は，その24番目の項目で「開拓地ニ於ケル子弟ノ教育ニ関シテハ満州ニ於ケル日満両国ノ教育一般方針ニ則リ且開拓政策ノ趣旨ニ照応シ教育ノ内容、施設、経営、教師ノ養成補充等ニ付特別ノ考慮ヲ払フモノ」[27](圏点は筆者)と，教員の確保に正当な関心を払っていたからである。

その後，この政府の構想は財政上の理由から大きく後退した。『教育週報』第708号(1938年12月10日)は，「当局では初め満支向教員養成のため特殊の新機関を設置する計画であったが，経費が予定の通りに認められなかったので，予定計画を変更し新施設については目下研究中である。これがために特殊の教育を施すことになるか或は出向教員の補充の意味で師範数校の定員を増加することになるか未定である」と伝えていた。既に述べたような事態のもとでは後者の如く単に師範学校の定員を増加するという措置はあり得ぬことであった。

『福井県師範学校史』は，1938年の末に「特別学級」を全国で10校の師範学校に設置するとの情報を得て，学校長と県当局が誘致のために奔走したと述べており[28]，1938年中に「特別学級」として設置する方針が確定したと考えられる。

1939年1月に至り，文部省の方針が明確に知られるところとなった。13日の新聞報道は，「文部省では十六日の学務部長会議に諮って全国の師範学校の第二部を十学級増加して一校四十名計四百名の新教員を養成，二年後から送り出す」[29]と伝えたからである。師範学校の学級増設の具体案を道府県学務部長会議に諮って決定するはずはないが，この報道から「特別学級」の構想が完成していたことを窺い得る。

16日に開催された道府県学務部長会議席上で，秋田・茨城・浜松・福井・三重・広島・香

川・長崎・熊本・鹿児島各師範学校第二部に「特別学級」を設置する旨具体的な提示が行なわれた[30]。この会議における指示事項には,「実業学校卒業者の師範学校本科第二部入学に関する件」とともに,「師範学校生徒増募に関する件」「朝鮮，台湾，満州及支那方面の初等教育に従事すべき内地小学校教員出向に関する件」との如く師範学校に関する数項目が含まれており,「特別学級」の設置については，これらのなかで言及したものと思われる[31]。

このように,1938年の早い時期には独自の植民地派遣小学校教員養成機関を設立する構想がありながら，財政上の理由から師範学校第二部の学級を増設するという法制的にも何ら手続を要しない方法により，歴史上唯一の植民地派遣小学校教員養成機関は具体化しつつあった。

その後，文部省はおそらく「特別学級」を設置するという通牒に添付する形をとって「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級要項」および「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級生徒教養ノ要項」(以後，前者を「特別学級要項」，後者を「特別学級生徒教養ノ要項」と略記する) を示して,「特別学級」制度と教育内容の大綱を明らかにした[32]。

「特別学級要項」の全文は次のとおりである。

満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級要項

(一) 設置ノ趣旨　師範学校本科第二部ニ満支方面日本人小学校教員養成ノ特別学級ヲ設クルモノトス

一、修業年限　二年

一、学 級 数　一校一学級ヲ原則トス

一、募集人員　一学級四十名

一、入学資格　師範学校規程第五十条ニヨル但シ特ニ実業学校卒業者ノ入学ニ付考慮シ且傷痍軍人中相当ノ学力アリ将来東亜大陸ニ活躍スルコトヲ志望スル者ニ対シテハソノ入学ニ関シテ考慮ヲ加ヘ尚入学後ノ取扱ニ付テモ適当ノ方法ヲ講ズルコト

一、卒業後ノ服務　師範学校規程第六十四条第一項後段ニヨリ卒業後満支方面ニ於ケル日本人小学校ニ服務セシムルモノトス仍右服務年限ハ同規程第六十三条第二項ニヨリ府県ニ於テ給費額ヲ考慮シ規程スベキ所大略一年半ヲ規準トスルコト

一、設置学校　秋田、茨城、福井、浜松、三重、広島、香川、長崎、熊本、鹿児島各師範学校

一、生徒募集範囲　範囲ハ限定セザルモ大体設置府県竝近接府県ノ志願者ニ付銓衡スルコト

(二) 生徒教養ノ要項　特ニ左ノ点ニ留意シ時局ニ鑑ミ該地方ノ教育開発者トシテノ気魄ヲ養ヒ所要ノ素養ヲ与フルニ力ムルコト

一、人物ノ錬成ニ意ヲ用ヒ特ニ全員ヲ寄宿舎ニ収容シ徹底セル訓練ヲ施スコト

一、学科ノ教授ニ関シテハ各学科目ノ教授ヲ通シ日本精神ヲ体認セシムルニ力ムルト共ニ東亜並ニ世界事情及我国ノ海外発展ニ対スル国策ニ関シ留意スルコト

一、増課科目ノ選定及時間配当特別講義及課外指導ノ実施、休暇ノ利用並ニ修学旅行等ニ関シ特ニ本施設所期ノ目的達成ニ留意スルコト

一、国語漢文ニ於テ支那時文ヲ授クルト共ニ課外ニ於テ支那語ヲ授クルコト

一、理科ニ於テ生理衛生ノ教授ニ重ヲ置クト共ニ課外ニ於テ養護防疫等ニ関スル実習ニ従事セシムルコト

一、修身ニ於テ礼法ヲ授クルト共ニ課外ニ於テ神事及祭式ニ関スル素養ヲ積マシムルコト

続いて「特別学級生徒教養ノ要項」を掲げる。

満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級生徒教養ノ要項

一、生徒ノ教養ニ関シテハ概ネ左ノ諸点ヲ考慮スルコト

1　基本科目ノ教授及増課科目ノ教授ニ関シテハ其ノ教材ノ配当及取扱方等ニ工夫ヲ加ヘ特別講義及課外指導ニ於テ本施設ノ特色ヲ発揮スルニ力メルト共ニ修学旅行及休日ノ利用ニ留意シ寄宿舎ニ於ケル日常ノ訓練ヲ重視スルコト

2　各学科教授及訓練其ノ他ノ施設ヲシテ夫々互ニ相聯絡裨益シ、校内及校外ノ生活ヲ通ジ一体トシテ教育ノ効果ヲ挙グルニ力メルコト

3　恒ニ実験実習ヲ重ンジ且実地訓練及実地視察ヲ奨励シ各学科及訓練ヲ通ジ一貫シテ実践的教育ヲ施シ以テ現地ノ要望ニ添ハンコトヲ期スコト

4　特別講義

(一)　本施設ノ本旨ニ鑑ミ左ノ特別講義ヲ実施ス

(イ)　日満支ノ一体観ト東亜新秩序ノ建設

(ロ)　日満支ノ一体観ニ立脚セル教育ト当事者ノ使命

(ハ)　我大陸国策ニ於ケル文化工作ノ意義

(ニ)　対支及対満文化工作ノ意義ト其ノ実情

(ホ)　満州国ノ教育事情一般

(ヘ)　支那ニ於ケル新教育事情一般

(ト)　満州国建国ノ精神（五族協和、一徳一心）

(チ)　対満移民国策一般

(リ)　対満対支経済国策一般

(二)　右ハ概ネ一項ニ付一日二時間乃至三時間二日間ヲ充当シ第一、第二学年ヲ通ジ実施スルコト

(三)　講師ニツキテハ関係官庁トノ協力ニヨリ本省ヨリ派遣スルヲ本体トス

(四)　上記講義ハ特別学級以外ノ生徒ニモ差支ナキ限リ便宜聴講セシムルコトヲ得

二、基本科目ノ教材取扱ニ関スル注意事項

修　身

特ニ日本精神ノ涵養ト満支方面教育開拓者タルノ覚悟ノ啓培ニ留意スルコト

1　国民道徳ノ要義ノ項

……八紘一宇ノ精神ニ基ク我ガ興亜政策ノ本義ニツキ力説スルコト

2　教育者ノ修養ノ項

……殖民及集団移民地ニ於ケル教育者ノ使命ニツキ力説スルコト

公民科

……我ガ国体ノ本義ニ基ク興亜政策ノ基礎観念ヲ明徴ニシ特ニ……海外殖民及集団移民ト満州民支那人トノ関係ニツキ説及ブコト

……家、神事並ニ部落ノ神事等ニツキ説及ブコト

……神社ニツキ特ニ詳述スルコト

……祭祀ニツキ特ニ詳述スルコト
……特ニ集団移民及分村計画等ニツキ詳述スルコト
……国防ト海外発展及集団移民トノ関係ニツキ詳述スルコト
……満支方面開拓者ノ覚悟ニツキ詳述スルコト

教　育

教育実習ニ於テハ満支方面ニ関スル教材ヲ多カラシムルト共ニ該地小学校設備ノ十分ナラザルモノ多カルベキニツキ単級又ハ二、三学級編成等複式教授法ニ関シ特ニ留意スルコト

理　科　(略)

体　操

教練ニ於テハ特ニ小部隊ノ部隊教練ヲ重視シ攻撃及防備ノ訓練ヲ徹底セシメ且夜間戦闘訓練並部隊指揮法ヲ実習セシムルト共ニ射撃ニ習熟セシムルコト

手　工　(略)

三、増課科目取扱ニ関スル注意事項

学科目＼学生	第一学年	第二学年	備考
国語漢文	2時	2時	第一学年ニ於テハ時文及漢作文ヲ課シ且支那語ヲ加味スルコト 第二学年ニ於テハ時文及祝詞並祝詞作文ヲ課スルコト
歴史地理	2時	2時	歴史ニ於テハ東洋史特ニ近世東洋史ヲ詳述スルコト 地理ニ於テハ満支方面及シベリヤ中央アジアニツキ詳述スルコト
理科	2時	2時	生理衛生ヲ課シ衛生、保健、栄養、医療、看護法等ヲ課シ実習ヲ行フコト
実業	1時	1時	家畜ノ飼養等ニツキ実習ヲ授クルコト
音楽	1時	1時	ラッパ鼓隊及ブラスバンド楽器ノ使用法指揮法ヲ授クルコト
計	8時	1時	

四、増課科目及課外指導ニ関シ特ニ留意スベキ事項

本施設ノ趣旨ニ鑑ミ増課科目及課外指導ヲ重視シ彼此互ニ裨補シテ所期ノ効果ヲ収ムルニ力ムルコト

神事及祭式

一、神社概論 神社概説	公民科教授時数ノ内	二箇年ヲ通ジテ	二五時
一、祝詞	国語漢文増課時数ノ内	二箇年ヲ通ジテ	三〇時
一、祭式行事作法	課外	二箇年ヲ通ジテ	七〇時

学校及宿宿舎ニ於ケル祝祭日等ノ儀式、祭式及行事ニ際シ……可成助手トシテ之ニ参加セシメ寄宿舎ニハ大麻ヲ奉戴シ右ヲ中心トシテ日常訓練ニ力ムルコト

右ニ関スル講師及実習ノ指導者ハ公民科教員ヲ充ツル外官国幣社ノ宮司ニ委嘱スルコト

生理衛生

1　……校内ニ於ケル衛生保健関係ノ行事ニ助手トシテ参加セシムルコト

2　……県立院病又ハ赤十字院病等ニツキ適時（合宿）医員ヨリ実地指導ヲ受ケシムルコト

時文及支那語

……支那語ヲ加味シタル時文及漢作文ヲ課シ筆問筆答ノ実用ニ資セシムルト共ニ課外ニ於テ凡二時間支那語ヲ課スルコト

五、修学旅行及休日ノ利用ニ関スル注意

……

1　修学旅行

伊勢神宮、橿原神宮其ノ他肇国ノ本義ニツキ感銘ヲ深カラシムル聖地等ヲ巡歴セシムルコト

2　第一学年ニ於テハ移殖民関係施設、集団移民、農民道場、分村計画地等ニツキ実地視察ヲ行ヒ可成合宿訓練ヲ行フコト

第二学年ニ於テハ可成満支方面ニ修学旅行ヲ実施スルコト

其ノ他左記事項ニ留意スルコト

1　購買組合、産業組合其ノ他ノ部落施設

2　気象観測及通信（電信及伝書鳩）ノ実習

3　自動車運転及乗馬練習等

これらふたつの要項がいつ明らかにされたのか，判然とはしない。が，後述するように「特別学級」の入試手続が他の課程より著しく遅れていたことから，相当さし迫ってからのことと推定できる。

「特別学級要項」により，「特別学級」は第二部の特殊な形態として設けられたものであることがわかる。むろん，入学資格，修業年限ともに第二部とまったく同じであった。にもかかわらず，「特別学級」は次の諸点にわたる特徴を備えた師範学校史上きわめて特異な制度であった。

①　ふたつの要綱を徹頭徹尾貫いているのは，まこと植民地派遣小学校教員養成機関たるにふさわしく侵略主義と排外主義を根幹とし，植民地領有を正当化する帝国主義イデオロギーであった。従来も師範学校においては，たとえば「東洋史ニ於テハ朝鮮半島・満州ニ関スル史実ヲ稍詳シク説キ是等ノ地方カ古来我カ国ト密接ナル関係ヲ有セルコトヲ知ラシムヘシ」（「師範学校教授要目」）[33]との如く，植民地に関する知識には特に注意を払っていた。また，修学旅行の目的地として朝鮮・「満州」を選ぶことも広く行なわれており，それが排外主義と優越的意識を形成するうえで多大な影響を与えていた。「特別学級」においては，植民地派遣小学校教員を養成するが故に，すべての教育活動において「満支方面教育開拓者の覚悟」の徹底が図られた。それは，各教科においてはもちろんのこと，文部省が直接派遣する講師によって行なわれる日本帝国主義の植民地政策の詳細な「特別講義」に，最もよく，かつ集中的に現われていた。これが第一の特徴である。

②　第二には，国語漢文のなかで時文つまりその当時の現代中国文，およびその作文を課し，課外では毎週2時間の中国語を課したことである。「筆問筆答」が可能な程度を要求していたのだから，あながち低い水準ともいえまい。課外で行なう2時間の中国語の授業には会話を含んでいたと考えられる[34]。中国語の習得は，日常生活にも必要であったとは思うが，そのこ

とはここではさしたる意味をもたない。「特別講義」では「日満支ノ一体観」を強調し,「文化工作ノ意義」についても言及しており,「特別学級」の卒業者には中国人民に対する「宣撫」工作者としての役割が課せられていたのである。そのためには言葉の障害を幾分なりとも除去しておかなければならなかった。

③ 第三には,教練において特に戦闘訓練を重視したことである。師範学校では,部隊指揮法の訓練,兵営における実戦的訓練である軍事講習の実施等他の中等学校に比して,教練はより実戦的ではあったが,夜間戦闘訓練を課し,射撃の習熟を求めていた点はやはり独特のものであった。電信,伝書鳩の実習,自動車運転,乗馬練習も当然軍事的要請にもとづくものであった。広島の例に従えば,体操科では「特に耐熱、耐寒訓練ヲ施シ其他乗馬、グライダー練習、自転車又ハ自動車練習ヲ課スル等陸、海、空ニ亘ル心身ノ鍛練ニ留意スル」ことになっていた。射撃については特に重視し,休日にも練習を行なうことになっていた[35]。

これらは,いずれもこの時期の集団農業移民が「満州」北部を中心に行なわれていたことの直接的反映であった。「二〇カ年百万戸送出計画」が,「満州」北部を移住対象とした理由は,未墾地が多く,その取得は民族的矛盾を最少限にくいとめ,土地価格が低廉であることと並んで,東北抗日連合軍の最大の遊撃区であり,その対策上入植が必要であること,また対ソ戦略上の軍事的要地であり,移民を後備兵力と考えていたことが挙げられるのであり[36],「特別学級」卒業者は,「宣撫」工作者としてだけでなく,植民地人民の武装闘争の弾圧,および対ソ戦略の片棒をかつぐことになっていたのである。「開拓地教化の中心者」たる小学校教員は,小部隊＝関東軍後備兵力たる集団移民の指揮官であった。

傷痍軍人をも入学資格者としていたのは,銃後および入学志願者確保対策でもあったが,実戦経験者をソ「満」国境に配置しておくことに軍事的意義があったからに他ならない。植民地派遣小学校教員の軍事的教養は,「開拓地教化の中心者」たるうえで特に「満州」においては不可欠の要素であった。

④ 第四には,神社,祭式について教授したことである。しかも,それは単に知識の教授にとどまるものではなく,国語漢文において祝詞,祝詞作文を課し,また学校で実施する儀式には「特別学級」生徒を助手として参加させるよう求め,課外では祭式行事作法を2年間で70時間課すという点によく現われているように,きわめて重要で実践的な課題として位置づいていたことが特徴的であった。

広島県師範学校「特別学級」の「課外指導細目」の「神事及祭式」の項は以下の如くであり,相当詳細に実施されていたことが解る。

一、神祇概論 (10時間)
　1神祇ト国体　2神祇ト道徳　3神祇ト宗教　4神祇と国民生活
二、神社概説 (15時間)
　1神社ノ本義　2神社ノ種類　3社格　4祭神　5社殿及境内　6祭祀
　7幣帛、神饌　8神職　9　氏子崇敬者　10財産及会計
三、祭式行事作法 (20時間)
　1現行神社祭式　2行事作法　3祭具及調度　4服制　5雑祭式
四、祝詞 (10時間)
　1現行神社祭式祝詞　2特殊祭儀祝詞　3作文
五、実習 (第2学年第3学期に7日ないし10日間)[37]

これは，「特別学級生徒教養ノ要綱」と異なり，すべて課外で行なうことになっていた。「神祇講習会」と呼ばれた実習は，広島県厳島神社で行なわれているが，それはさまざまの作法から祭式の執行にいたる本格的な神官としての訓練であった[38]。

このような神社，祭式に関する教授は，「開拓農民の精神的帰一を確立する上に，最も挙って力がある」ところの神社を「一開拓団一社」を原則として設立し，「到底専任の神職を置く余猶を持たない」という事情[39]のもとで，小学校教員が神職者を兼ねるためのものであった。そのことによって「開拓地教化の中心」として「生活全般ノ指導啓発ニ当ル」[40]ことが期待されていたのである。そのためにも現職教員を引抜くのではなく，組織的に養成するという施策をとる必要があった。「特別学級」卒業者には，「官国幣社及神官神部署神職任用令」にもとづき判任待遇の神職者の資格が与えられた[41]。

⑤　第五には，植民地の「設備ノ十分ナラザル」状態に対応できる準備をしようとしたことである。複式教授法の訓練，教材教具の自主制作法の指導等にそれを見出すことは容易であるが，これは単に教育活動に限定されていたのではない。栄養に関する知識の教授，衛生，医療，看護等の実習を課すことにもなっており，広島の例に従えば，防疫（防疫概論，伝染病の予防，消毒法，伝染病の各論），衛生（飲料水，食物，空気，土地及家屋，衣服），救急処置，繃帯法，消毒法，健康訓練，養護との如く多面的でかつ詳細なものであった[42]。「満州」在住の日本人が，その苛烈な自然条件と劣悪な設備のもとで日常生活を維持できるようにするため「特別学級」卒業者は先進的役割を果すべきことを求められていたのである。文字どおり「生活全般ノ指導啓発ニ当ル」ことが彼等の役目であった。

⑥　第六には，既に述べてきたことから明らかなように，「特別学級」における教育方法のなかで「実地訓練」「実地指導」「実地視察」等「実践的教育」が占める位置が特に高いものであったことである。２年間で植民地向けの教員を養成しなければならないという制度上の制約が，短兵急な「実践的教育」を求めたのである。

⑦　最後に，「特別学級」の設置が師範学校の他の課程に対しても大きな影響を与えたとを指摘しなければならない。師範学校は，「特別学級」の設置によって「質実なる本校の校風の上に一段と生新発剌たる新興学風を加え得て濶達なる気風を持たせねばならぬ」[43]と理解していた。「特別講義」は，他の課程の生徒にも聴講させることができたし，文部省も各師範学校ニ於ケル教育モ時局ノ認識ヲ深メ興亜教育ノ実施ニ一層意ヲ用ヒラレンコトヲ望ム」[44]との如く当然の指示を与えており，「特別学級」はすべての師範学校に設置されたのではなかったけれど，それが師範学校を帝国主義的イデオロギーでより強固に武装させる槓杆となったことは明らかである。

(2)「特別学級」制度の展開

1939年３月28日，広島県は「特別学級」発足に先立って，従来の第二部を第二部普通科と改めるとともに，第二部大陸科つまり「特別学級」を新設する旨「広島県師範学校学則」を改正した。この改正学則は４月１日から施行することになっていた[45]。「特別学級」を設けたすべての県が，広島県と同様に学則改正の手続をとったかどうか，必ずしも定かではない。けれども，少なくとも秋田県の場合には「昭和十四年度秋田県師範学校特別学級生徒募集要綱」を発表したことを知り得るのみであり，この募集要綱には「参考」として「師範学校規程」第五十条（入学資格），と第六十四条（植民地・外国派遣）とを掲げており，他方学則改正を窺わせる資料を見出すことはできない。入学試験は４月５日に実施することになっていた[46]。

また，熊本県の例によれば，4月15日の告示をもって「特別学級」の設置を公告し，5月に発足した[47]。おそらく学則改正は行なわれなかった。

これらの例に共通しているのは，県がとった措置から発足にいたるまでの期間がごく短いことである。このことは，既に指摘したように先のふたつの要項は，かなり年度末に近い時期に「特別学級」設置県に示されたことを推察せしめる。

「特別学級」がこのように短期間のうちに発足しなければならなかったことが，県と師範学校の準備を極めて不十分なものにした。設置手続が一様でなく，熊本県や三重県では発足の時期が5月まで遅れたりしたのはその現われであった[48]。また，秋田県の例によれば，第二部の入学試験は2月3～5日に既に実施されており，傷痍軍人にも受験資格を与えて募集範囲を拡大しておいたとはいえ，第二部と同じ入学資格を要する「特別学級」へ，しかも年度が改まってからの入学試験で果してどの程度の人材を確保でき得るものかはなはだ疑わしいものがあったのである。

「特別学級」が短期間のうちに発足したことは，植民地就中「満州」派遣小学校教員の確保が切実な課題であったことを物語ってはいた。同時に，発足に際するあわただしさは，既にこの制度の将来が必ずしも明るく彩られたものでないことを予想させるに十分であった。

1940年4月には，「今後ハ増設ノ必要アル」[49]との文部省の方針どおり，栃木・富山・長野・岐阜・兵庫・鳥取・福岡・佐賀・大分・宮崎の各県師範学校に「特別学級」が設置された[50]。「特別学級」はこれで20校に設置された訳である。学級数は，第1学年20，第2学年10となった。

次に掲げる表-1は，1939・1940両年度の「特別学級」入学志願者，入学者数を示したものである。この表を一見して明らかなことは，1939年度の浜松，香川両校を例外として，他はすべて入学者は定員に満たなかったことである。全体では，1939年度には67%，1940年度には53%の充足率でしかない。しかも，1939年度には3校で，1940年度には12校で，入学志願者数さえ定員の40人に達していないという状態であった。「特別学級要項」では，第二部と同様に実業学校就中農業学校の卒業者，傷痍軍人を

表—1 「特別学級」の入学者，志願者

設置学校	1939年度		1940年度	
	入学志願者	入学者	入学志願者	入学者
秋田	60 (48)	37	17	14
茨城	31 (27)	22	11	11
栃木	—	—	43	32
富山	—	—	13	13
福井	55 (44)	37	46	23
長野	—	—	36	22
岐阜	—	—	21	17
浜松	72 (58)	40	59	38
三重	53 (32)	23	77	28
兵庫	—	—	40	20
鳥取	—	—	25	16
広島	57 (50)	23	61	37
香川	136 (130)	40	66	35
福岡	—	—	19	16
佐賀	—	—	7	5
長崎	16 (11)	8	21	10
熊本	24 (18)	15	55	32
大分	—	—	20	17
宮崎	—	—	25	22
鹿児島	56 (43)	23	23	18
合計	560 (461)	268	685	426

文部省普通学務局編『昭和十四年四月現在師範学校ニ関スル調査』，『昭和十五年四月現在師範学校ニ関スル調査』による。但し，広島師範学校については『広島県師範学校一覧』(1942年6月)によって補正した。

註1. ( ) 内の数字は受験者数である。

註2. 1939年度は，6月現在の調査である。

入学させようとしていたが，この措置は先に述べたように「特別学級」にふさわしい人材を確保しようとする積極的な対応としての意味をもっていた。それとともに，範囲を広げておかなければ入学者を得ることが困難になるとの配慮が働いていたもの思われる。1939年度についてみれば，秋田県師範学校の場合，入学者38人の内中学校卒業者は17人であったのに対し，実業学校卒業者と傷痍軍人を含む「その他」は20人，同様に福井師範学校では18人に対し19人，浜松師範学校では25人に対し15人という割合であった。この措置は学校によっては効果があったといえそうである[51]。全体でも中学校卒業者以外の入学者は27％を占めており，第二部の場合の16％よりは幾分高い傾向を示していた[52]。

さらに，入学者を確保するための配慮から給費額の面で「特別学級」の生徒に対しては特別の措置を講じた。「昭和十四年度秋田県師範学校特別学級生徒募集要項」には，同年度の第二部生は全員が私費生であり，第一部でも5円の給費額（寄宿生）に過ぎなかったのに，冒頭で「修業年限二ケ年全部ヲ公費生トシテ毎月金額八円ヲ支給ス」と掲げてあった[53]。生徒勧誘の意図は明瞭であった。その他の師範学校では広島の場合が「第二部大陸科月額十円其他ハ私費生トス」[54]と，やはり第二部生全員が私費生であり，第一部でも第5学年で8円，第4学年以下では4円に過ぎなかったのに「特別学級」生に対しては月額10円を給したのである[55]。

1940年度について判明しているものを表-2として掲げた。鹿児島県師範学校第一部第1学年を唯一の例外として，「特別学級」に支給された給費額は，第二部とはもちろん，第一部とくらべてみても，はるかに高かったことが解る。

このように相対的な優遇措置がとられていたにもかかわらず，表-1に明らかなように1939年度には入学者は定員に満たず，1940年度にいたっては入学志願者すら入学定員を越えないというありさまであった。1939年3月22日，秋田県は各小学校長宛に「現在代用教員ニシテ本科第二部受験者資格者有之候ハバ御勧誘ノ上出願セシムル様御配意相成度」との如く通牒「師範学校特別学級生徒募集ニ関スル件」[56]を発していたが，県当局の督促のもとでなおこのような事態にたちいたったのである。

4月13日の『北海道庁公報』には，「秋田県師範学校大陸勤務教員養成師範学校特別学級生徒第二次募集」との公告

表—2「特別学級」の給費額
（1940年度，単位 円）

校名	第一部	第二部	特別学級
岐阜	舎生 6.00 通学生 3.50	私費生のみ	*
浜松	二年以下 6.00 三年以上 7.00	6.00	8.00
三重	6.00	私費生のみ	10.00
鳥取	**	5.00	10.00
広島	一年 5.00 二年以上 4.00	私費生のみ	10.00
香川	一年 5.00 二年以上 3.50	私費生のみ	8.00
佐賀	舎生 1.67	舎生 1.67	10.00
長崎	一年 6.00 二、三、四年 1.00 五年 2.00	私費生のみ	10.00
鹿児島	一年 8.00 二年以上 5.00	一年 1.66	7.00

文部省普通学務局編『昭和十五年四月現在師範学校ニ関スル調査』による。
*　金額は不明である。
**　5円と10円の場合があるが，学年の区別が記入されていない。

が転載された。募集人数は30人以内であった。「特に実業学校卒業者の出願希望し傷痍軍人の入学を期待す」の一句に，志願者募集が困難なさまがよく現われているではないか[57]。再募集が他の「特別学級」でも行なわれたかどうか十分確めていない。

文部省も，さすがに「満支方面日本人小学校教員養成ノ為師範学校ニ特設シタル在リテモ其ノ応募情況ヲ見ルニ未ダ十分ナラザルモノアリ」[58]と言わざるを得なかったが，他の課程と比較するまでもなく「特別学級」の不評は明らかであった。

文部省は，1941年4月30日の教育審議会席上でも「其ノ成績ニ付キマシテハ余リ面白カラヌ数字ガ出テ居ル……定員ニ未ダ満チテナイノデアリマシテ、本年ノ状況ニ付キマシテハヤハリ餘リ良イ状態デハナイノデアリマス。之ニ付キマシテハ再募集、再々募集ト云フヤウナ訳デ相当募集ノ時期モ遅レテ居リマスシ、又合格致シマシタ者ノ中デ入学致シマセヌモノモアリマス状態デゴザイマス」[59]と説明しており，文部省にとって事態はまさに深刻であった。

師範学校が，上級学校進学コースとして位置づいていた中学校の卒業者にとって魅力に乏しいものであったという点は，「特別学級」においても共通していた。そのうえ，巧妙な宣伝にもかかわらず，遠隔地で「治安」が悪い「満州」へ赴くことに不安は伴なわざるを得なかった。その点では，「満州」への集団農業移民が当初の予定どおり進展しなかったことと軌を一にしていた[60]。

「特別学級」は当初の計画を大幅に下回ってしまったのである。計画どおり実現しても要請に応え得るものではなかったが，「満州」だけでも年々700ないし800人の小学校教員を必要としていたとされる[61]のに対し，第1回目の卒業生はわずかに249人であった[62]。このように量的に不十分であったばかりではない。文部省は，やはり教育審議会において「在満教務部ノ方針ニ依リマスト満州国ノ国情ト申シマスカ、其ノ土地柄ト云フモノニ十分習熟シタモノデナケレバ、サウ云フ移民地区ニ出スコトハ適当デナイト云フ方針ニ基キマシテ、一部ハ移民地区デナイ一般地区ノ方ニ赴任セシメルコトニシタ」(圏点は筆者)ので，249人中「満州」へは117人，中国の他の占領地域へ132名を配置したと説明していた[63]。さらに，中国の他の占領地域では「ドチラカト申シマスト、斯様ナ師範学校ノ新卒業生ヨリモ寧ロ経験ノアリマス教員ノ方ヲ希望スルト云フ外務省ノ意向モアツタ」[64]と述べており，植民地支配に直接的に関係している官僚は，「特別学級」におけるこの徹頭徹尾帝国主義的・排外主義的な2年間のファッショ的な教育を，ほとんど信頼していなかったことが看取できるのである。

このような「特別学級」の不振，というよりも明らかな破綻に対して，文部省はどのように対処したのであろうか。唯一知り得ることは給費の増額であった。「特別学級ニ特ニ優秀ナモノヲ誘致致シマス目的ヲ以テ」年額120円を国費から支給していたのを，1941年度から年300円に増額したというのがそれである[65]。文部省自身の評価は，1941年度については「好影響モ多少アルヤウニ見受ケラレマス」[66]というものであったが，大いに疑わしい。

1941年度以降については，『師範学校ニ関スル調査』はおそらく発行されていないし，『文部省年報』にも何ら記載がないので，「特別学級」の実態についてはほとんど解らない状態にある。ただ，広島県師範学校では，1941年度には45人の志願者があり，22人が入学したこと，1942年度には51人が志願し，30人が入学したことが解る[67]。また，秋田県師範学校の場合には，「昭和十七年度秋田県師範学校生徒募集要項」[68]に「特別学級」生徒募集の事実を見出すことができ，1944年にも卒業生を出したことが解る[69]。

そして，1942年度の入学者が1944年9月に繰上げ卒業したのを最後に廃止された[70]。

「満州」開拓集団移民の不振，1943年「師範教育令」の全面改正に伴なう師範学校制度の整備といった諸条件のもとで，それ自身の不振を決定的な理由として，「特別学級」は矛盾に満ちた短い歴史を閉じたのである。

〈註〉

1) 管見の限り，「特別学級」に言及している学校史等の文献は以下の如くである。
樫尾直次郎編『秋田大学学芸学部　創立九十年史』秋田大学学芸学部，1963年10月15日。
秋田大学教育学部創立百周年記念会編『創立百年史　秋田大学教育学部』1973年10月9日。
福井県師範学校史編集委員会編『福井県師範学校史』福応会，1964年3月20日。
信州大学教育学部九十年史編集委員会編『信州大学教育学部九十年史』創立九十周年記念会，1965年2月20日。
樫村　勝『茨城県師範学校史』私家版，1973年。
熊本大学教育学部編『熊本師範学校史』熊本大学教育学部 1952年12月10日。
神戸大学教育学部沿革史編集委員会編『神戸大学教育学部沿革史』神戸大学教育学部，1971年3月15日。
西田善男『三重県における小学校の発達と教員の養成』三重県郷土資料刊行会，1973年12月20日。

2) 東京府青山師範学校編『創立六十年青山師範学校沿革史』(東京府青山師範学校 1936年11月15日，315～316ページ)に，「満州修学旅行の件開申」(1906年7月6日，学校長から府知事宛)という記録が載っている。日露戦争直後であることは注意を要する。

3) 『明治以降教育制度発達史』第5巻，龍吟社，1939年6月27日，724ページ。
「師範学校規程」第六十四条 (1915年3月20日改正)による。従来は，第六十一条で，「台湾又ハ樺太ニ於テ就職スルコトヲ得」となっていた (同上，567ページ)。

4) 満鉄が，1913年に「試ミニ東京青山・豊島両師学校ニ各三名ノ二部生ヲ委託した」ことがある。
地方部残務整理委員会編纂委員会編『満鉄附属地経営沿革全史』総論之部 (四、教育及神社宗教，第八章教員ノ養成竝修養) (ゼロックス版4，但し奥付，ページは無い)
前掲『創立六十年青山師範学校沿革史』353～354ページ。

5) 『秋田県報』第1124号，1938年1月14日，77～78ページ。

6) 『近代日本教育制度史料』第10巻，講談社，1956年10月15日，101ページ。
「帝国ガ満州国ニ於テ行フ神社及教育ノ行政ニ関スル事務」については，「満州国」駐剳特別全権大使が管理し，大使は内閣総理大臣と外務大臣の監督下にあった (1937年12月1日公布勅令六百八十号「満州国駐剳特別全権大使神社及教育ノ行政事務ノ管理ニ関スル件」)。

7) 『秋田県報』第1041号，1937年3月23日，593～597ページ。

8) 『同上』第1123号，1938年1月11日，31～37ページ。

9) 『同上』第1124号，1938年1月14日，73～76ページ。

10) 同上，79～80ページ。

11) 『同上』第1128号，1938年1月28日，205～206ページ。

12) 『同上』号外，1938年12月13日，13～19ページ。

13) 1936年以降敗戦にいたる間の「満州」移民政策の展開過程については，満州移民研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(竜渓書舎，1976年11月15日，44～107ページ)に詳細な分析がある。

14) 拓務省『拓務時報』第75号，1937年6月25日，70ページ。

15) 前掲『満鉄附属地経営沿革全史』総論之部 (四、教育及神社宗教，第四章高等教育，ゼロックス版4)。

16) 在満教務部編『昭和十六年度　在満日本人教育施設要覧』関東局在満教務部，1942年3月10日，3ページ。

17) それぞれ，朝鮮総督府学務局編『朝鮮諸学校一覧』(朝鮮総督府，1941年4月30日)，台湾総督府文教局編『台湾の学校教育　昭和十四年度版』(台湾総督府，1940年1月28日)によった。

18) 前掲『満鉄附属地経営沿革史』総論之部 (四、教育及神社宗教，第二章日本人教育，ゼロックス版3)。

19) 『満州日日新聞』1938年7月16日。

20) 満州国通信社『康徳七年満州開拓年鑑』満州国通信社出版部，1940年5月20日，417ページ。

21) 『第七十四回帝国議会衆議院 軍用自動車検査法案委員会議録』(第10回, 1939年2月25日, 14ページ)における藤野恵文部省普通事務局長の説明。

この委員会には，短期現役小学校教員俸給国庫負担法中改正法律案，兵役法中改正法律案が同時に附託されており，短期現役兵制度の廃止に伴なう師範学校入学者の減少，当面の小学校教員増加対策に関連して植民地へ派遣する小学校教員の問題にも論議がおよんだ。

22) 1941年4月30日「諮問第一号特別委員会第五十回整理委員会」における有光次郎文部省文書課長の説明。

道府県と植民地との報告における差は，退職して植民地へ赴くものがいると説明された(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第十九輯, 45ページ, 宣文堂復刻版第14巻)。

23) 『満州日日新聞』1938年8月25日。

24) 『秋田県報』号外, 1938年12月13日, 13ページ。

25) 前掲『満州開拓年鑑』24ページ。

26) 『同上』489～490ページ。

27) 前掲『満州開拓年鑑』16ページ。

28) 前掲『福井県師範学校史』261～262ページ。

29) 『東京朝日新聞』1939年1月13日。

30) 前掲『福井県師範学校史』262ページ。

31) 『東京朝日新聞』1939年1月17日。

32) いずれも文部省普通学務局編『昭和十四年四月現在師範学校ニ関スル調査』(1940年10月22日, 113～116ページ)

「要項」という形式から，通牒に添付したものと推定した。管見の限り，「特別学級」の内容を示す文部省の資料は，『師範学校ニ関スル調査』以外にはみあたらなかった。

33) 『近代日本教育制度史料』第5巻, 563ページ。

34) 「広島県師範学校学則」の学科課程表による(『広島県報』号外, 1939年3月28日, 2ページ)。

なお，この課程表では英語が除かれている。

35) 広島県師範学校編『本科第二部特別学級教育概要』1939年4月, 2, 6ページ(広島大学所蔵)。

36) 前掲『日本帝国主義下の満州移民』46ページ。

37) 前掲『本科第二部特別学級概要』10～11ページ。

38) 広島県師範学校『広島県師範学校大陸科 祭式訓練報告綴』1942年8月(広島大学所蔵)。

39) 前掲『満州開拓年鑑』417～418ページ。

40) 前掲『本科第二部特別学級教育概要』1ページ。

41) 前掲『秋田大学学芸学部 創立九十年史』(22ページ)は，「卒業者は……官国社幣及神官神職任用令第九条第五号に該当する者として取扱われた(昭和十七年二月十二日付文部次官宛神祇院副総裁回答)。これは現地において戦死者の慰霊祭を執行する者を必要としたかのようである」と述べている。

「官国幣社神官神職任用令」第九条第五項には「中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル学校卒業証書ヲ有ノスル者ニシテ祭式ヲ修メタルモノ」は，無試験で判任待遇の神職資格を得ることができた(阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』神社本庁明治維新百年記念事業委員会, 1968年11月3日, 164ページ)。

なお，神官資格の授与が，慰霊祭執行のためという『創立九十年史』の記述は明らかに不十分なものである。

42) 前掲『本科第二部特別学級教育概要』7～10ページ。

43) 前掲『福井県師範学校』261～263ページ。

44) 文部省『文部時報』第660号, 1939年7月11日, 70ページ。

1939年6月26, 27, 28日に開催された全国師範学校長会議において，文部省は，指示事項「満支方面ニ進出スル小学校教員ニ関スル件」を示し，「特別学級」に言及した。

45) 前掲『広島県報』号外, 1～5ページ。

46) 『秋田県報』第1292号, 1939年3月18日, 324～325ページ。

47) 前掲『熊本師範学校史』217ページ。

48) 前掲『三重県ニ於ケル小学校の発達と教員の養成』532ページ。

49) 前掲『文部時報』第660号, 70ページ。

50) 文学省普通学務局編『昭和十五年四月現在師範学校ニ関スル調査』1941年3月31日，76ページ。
51) 前掲『昭和十四年四月現在師範学校ニ関スル調査』117ページ。
52)『同上』16ページ。
53) 前掲『秋田県報』第1292号，324ページ。
54) 前掲『広島県報』号外，5ページ。
55) 前掲『昭和十四年四月現在師範学校ニ関スル調査』30～36ページ。
秋田と広島以外については判然としない。
56)『秋田県報』号外，1939年3月22日，9ページ。
57)『北海道庁公報』第1864号，1939年4月13日，495～496ページ。
北海道は，秋田県師範学校「特別学級」生徒の募集範囲であった。
58)『文部時報』第673号，1939年11月21日，86ページ。
1939年11月4，5，6日の3日間にわたって開催された道府県学務課長竝視学官事務打合会における文部省の指示事項「小学校教員ノ充実ニ関スル件」で「特別学級」への応募，入学状況について言及した。
59) 前掲『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議録』第19輯，54ページ。
稲田清助文部省普通学務局師範教育課長の説明である。
60) 分村移民計画の展開に関しては，前掲『日本帝国主義下の満州移民』(340～383ページ)，小林弘二『満州移民の村』(筑摩書房，1977年5月30日)を参照されたい。
61) 前掲『満州開拓年鑑』416ページ。
62) 前掲『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会議録』第19輯，55ページ。
63) 同上。
64) 同上。
65)『同上』54ページ。
66) 同上。
67) 広島県師範学校編『広島県師範学校一覧』1942年6月（広島大学所蔵)。
68)『秋田県報』第1727号，1942年1月17日。
69) 前掲『秋田大学学芸学部　創立九十年史』(23ページ)は，「卒業後すぐ軍隊へ入営する者が多かった上，上級学校へ進学する者もあったりして」，実際に就職した者は，1943年度には14人，1944年度には8人であったと述べているが，卒業生の正確な数は不明である。
70) 前掲『熊本師範学校史』(217ページ)は，「最終は昭和十八年三月か」と述べているが，「秋田大学学芸学部　創立九十年史」(23ページ)は，「昭和十四年度より十七年度まで募集」と述べている。ここでは後者の資料を採ったが，なお今後の検討が必要である。